

事業実施にあたって

本事業の実施にあたっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第47条第5項の規定に基づく協議において、「自然環境保全計画書」に示す内容を実施することが前提となっています。協議回答においては、「特記事項」と「一般事項」が付されており、その内容は、以下のとおりです。

【特記事項】

1. 本事業は、極めて大規模な事業であり、申請の時点で事業計画の詳細が確定していない部分もあるため、施工内容、施工方法及び環境保全策について、毎年度末までに、当該年度の報告及び次年度の計画について協議すること。

なお、次年度の環境保全策を計画するに当たっては、当該年度の実施状況及びモニタリング結果を反映するなど、十分に検討すること。

2. 事業施行においては、自然環境保全計画書の内容等を踏まえ、貴重な動植物の保全に留意すること。希少な動植物の新たな種又は新たな生息・生育場所が確認された場合は、東京都に報告するとともに、対応策について協議すること。

3. 希少な動植物の移植、移動については、自然環境保全計画書をもとに、詳細な方法、時期等の具体的な事項を記載した実施計画書を作成し、東京都と事前に協議すること。

移植、移動後はモニタリング調査を実施し、事業期間中及び事業完了後1年間、年に1回東京都に報告すること。また、モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全策を実施すること。

なお、モニタリング調査については、事前に実施計画書を作成し、東京都と協議すること。

4. ノスリ、オオタカ等希少な猛禽類のモニタリング調査を実施し、生息への影響がないように十分配慮すること。なお、モニタリング調査については、自然環境保全計画書をもとに調査方法、調査時期、調査範囲等の具体的な事項を記載した実施計画書を作成し、東京都と事前に協議すること。

また、調査結果については、事業期間中及び事業完了後1年間、繁殖期は2ヶ月毎、非繁殖期はその期間中1回、都に報告を行うこと。

なお、希少な猛禽類の生息状況に変化があった場合には、作業を中止するなど、適切に対応し、速やかにその状況を東京都に報告するとともに、専門家の助言を踏まえて、その保全策について協議すること。

5. 希少な動植物のモニタリング調査を実施し、事業期間中及び事業完了後1年間、年に1回東京都に報告すること。また、モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全策を実施すること。

なお、モニタリング調査については、事前に実施計画書を作成し、東京都と協議すること。

6. 工事期間中の残留緑地（源頭域を含む）及び植栽緑地の管理については、自然環境保全計画書をもとに、作業方法、作業時期、実施箇所等の具体的な事項を記載した管理計画書を作成し、東京都と事前に協議すること。

また、モニタリング調査を実施し、事業期間中及び事業完了後1年間、年に1回東京都に報告すること。

なお、モニタリング調査については、事前に実施計画書を作成し、東京都と協議すること。

7. 工事完了後の残留緑地（源頭域を含む）の管理については、都市公園の利活用を十分に勘案し、専門家や住民等の関係者からの意見を踏まえた上で、都市公園の管理者である八王子市が工事完了までに管理計画書を作成し、東京都と事前に協議すること。

また、管理手法やモニタリング結果が反映されていくように、八王子市へ着実に引き継ぐこと。

8. ビオトープ、調整池、湿地（源頭域を含む）等の水辺環境の整備については、自然環境保全計画書をもとに事前に施工計画書を作成し、東京都と協議すること。また、新設したその環境が良好な状態で維持されるような適切な管理を行うこと。
9. 砂防えん堤、急傾斜地の土砂防災工、管理棟等の都市公園施設等の整備に当たっては、事前に東京都に協議を行い、必要な環境保全策を実施すること。
10. 事業完了後の緑化等については、供用開始する事業者へ緑化の推進や水辺環境等の創出を働きかけ、将来的には事業区域の9割が緑化されるよう努力目標に掲げ、自然の保護と回復に努めることとする。
11. 自然環境保全計画書の概要や、モニタリング調査結果及び追加で行う環境保全策等を公表するとともに、本回答書中の特記事項及び一般事項を公表して透明性を確保し、適切に事業を実施すること。

【一般事項】

1. 開発行為の着手予定日から3ヶ月以内に工事に着手することができないときは、その理由を東京都へ届け出ること。
2. 植栽を行う場合は、樹木が良好に活着するように、植栽地の諸条件、植栽時期等に十分に配慮すること。
3. 開発行為後も保全することとしている希少種などの植物がある場合は、その周囲に柵を設けるなどして、開発行為中に損傷しないように留意すること。
4. 開発行為が完了するまでの間、開発行為を休止しようとするとき、開発行為を途中で廃止しようとするとき又は開発行為の中止を命じられたときにおいて、雨水その他地表水は、その流末について、適切な処理を行うこと。
5. 開発行為が完了するまでの間、開発行為を休止しようとするとき、開発行為を途中で廃止しようとするとき又は開発行為の中止を命じられたときは、危険防止及び事故防止のため、万全の措置を講ずること。
6. 埋蔵文化財が発見されたときは、直ちに当該部分にかかる開発行為を中止し、東京都へ連絡すること。
7. 開発行為を途中で廃止しようとするときは、東京都の指示に従い樹木を植栽し又は従前の植生を復元するために必要な措置をとること。また、公共施設が損なわれた場合は、当該施設の管理者の指示に従い、その機能を回復すること。
8. 完了検査済証が交付された日から1年以内に、樹木の枯死、損傷等があった場合は、新規植栽については植え替え等を行い、移植木、残留木については枯死、損傷等の状況を東京都へ報告すること。
9. 確保した緑地については、責任をもって維持管理すること。
10. 上記のほか、条例の規定を遵守すること。